

平成 22 年 2 月 18 日作成

基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の改正について

平成 22 年度税制改正大綱が平成 21 年 12 月 22 日に閣議決定され、地方税法等の一部を改正する法律案が第 174 国会に 2 月 9 日に提出されております。

国保税に関する主な改正点は 3 点で、

1 点目は、課税限度額の改正で、基礎課税額は現行 47 万円から 50 万円に、後期高齢者支援金等課税額は現行 12 万円から 13 万円に引上げ

2 点目は、低所得者への軽減措置が、応益割合 45～55%にかかわらず保険者（市町村）の判断で 7・5・2 割の軽減が採用できるようになる。

3 点目は、被保険者が非自発的な理由により離職した場合等にあつては、在職中の保険料負担と比較して過重とならないよう所要の措置を講じる。であります。

このうち、1 点目の課税限度額の改正は、納税者の不利益となることから、地方税法等の一部を改正する法律の成立前ですが 3 月議会に議決案件として上程させていただく予定です。

資料 1 ページ 課税限度額の 21 年度の適用状況ですが、基礎課税額は 95 件、後期高齢者支援金等課税額は 94 件です。この課税限度額の改正により基礎賦課額は 9 件減少し 86 件に、後期高齢者支援金等課税額は 12 件減少し 82 件となりますが、基礎課税額は 272 万円、後期高齢者支援金等課税額は 87 万円の税収増が見込まれます。

資料 1 ページ 課税限度額となる収入ですが、国保に 2 名加入し、固定資産税が 10 万円の場合、給与所得者にあつては、基礎課税額は給与収入が 30 万 8 千円増加し 914 万 4 千円となると限度額の 50 万円となり、後期高齢者支援金等課税額は 66 万 7 千円増加し 892 万 2 千円となると限度額の 13 万円となります。

なお、2 点目の応益割合については、来年度以後の税率改正時で検討することとし、3 点目の非自発的な理由により離職したものに対する条例改正は 6 月議会に上程したいと考えています。